

関係各位

第6次NACCSプログラム変更について

今月18日より実施されます第6次NACCS業務のプログラム変更の一部につきまして、以下のとおりお知らせします。その他のプログラム変更については、NACCS掲示板をご参照ください。

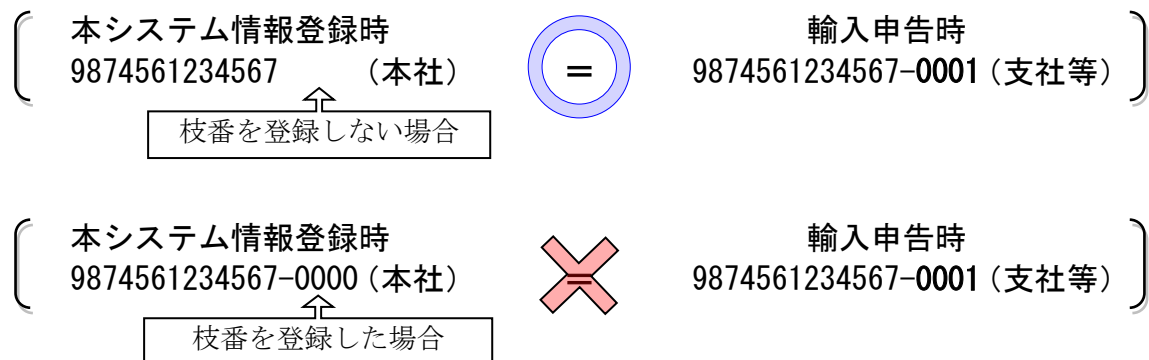
1. 輸出入申告にかかる添付書類提出要否判定

会計検査院への通関関係書類の提出が必要な輸入申告や中古自動車の輸出申告のうち簡易審査扱い（区分1）となったものについては、従前、申告添付登録（MSX）業務による提出や書面による提出等が不要とされる場合であっても「提出が必要な書類が存在する」という意味を示す「Y」が審査区分欄に表示されておりましたが、このような場合に「Y」が表示されないようになります。

2. 関税割当に係る数量管理手続関係

(1) 輸入者コード（法人番号）

関税割当に係る数量管理手続において、輸入者コード（法人番号）を枝番なしで登録した場合は、輸入申告において、支店等により輸入者コードの枝番が異なる場合でも関税割当に係る数量管理手続を利用することが可能となります。



(2) 関税割当関連業務の通関数量欄等の数量

関税割当に係る数量管理手続の対象について、小数点以下第3位までの数量管理をすることが可能となります。

【問合せ先】

業務部通関総括第1部門

電話：03-3599-6337